

行政通知

令和5年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和5年5月
国土交通省自動車局

第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和4年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、それが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いている。大型バスにおいても、少數ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を、全国的に展開することとする。

第2 実施機関

国土交通省、自動車関係31団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」(以下、協議会)及び自動車関係15団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」(以下、連絡会)が中心となって、内閣府、警察庁及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び独立行政法人自動車事故対策機構の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、特に令和5年9月1日(金)から9月30日(土)までの1ヶ月間を全国統一強化月間とし、これに加え、他のイベントと開催時期を合わせるなど地域の実情や効果の得られる時期等を考慮して運輸局(沖縄総合事務局を含む)又は運輸支局(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む)ごとに地方独自強化月間を1ヶ月間設定し、各取組を強力に推進する。

第4 重点項目

1. 全国統一強化月間の重点項目
 - (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発(特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く)
 - (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
 - (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発
2. 地方独自強化月間の重点項目
運輸局又は運輸支局は、上記1.に加え、地域の実情に応じた地方独自の取組内容を設定するよう努める。

第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

なお、イベント等において登壇者や発言者等が2人以上いる場合には、可能な限りその性別に偏りがないように努めること。

1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動
 - (1) イベント等の開催
 - (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
 - (3) 講習や無料点検等の実施
 - (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
 - (5) 出前講座等の実施

2. 使用者に対する調査・指導等
 - (1) 街頭検査等での啓発・指導
 - (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等
 - (3) 公用車の定期点検整備実施の徹底
3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画運輸局又は運輸支局は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努める。

第6 実施運営

1. 本省は、運輸局に対して、本運動の実施等について指示するほか、協議会及び連絡会構成団体等に対し、本運動の目的、実施事項等を通知する。
2. 運輸局又は運輸支局は、協議会及び連絡会構成団体の地方組織と協議して地域の実情に応じた実施事項を定め、本運動を積極的に推進するとともに、協議会及び連絡会構成団体の地方組織並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

第7 効果測定

1. 本省等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、協議会の協力を得ながら、イベント参加者に対して全国統一のアンケートを実施する。併せて、協議会と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、インターネットを活用したアンケートを実施する。
2. 本運動終了後、本省等は、協議会及び連絡会と連携して、以下の効果測定を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう運動内容の検証に努めるものとする。
 - ① 本運動の関心度について、アンケート調査、ウェブサイト及びSNS閲覧数、マスメディアの掲載数等により効果を測定する。
 - ② 点検・整備に対する意識変化等について、アンケート調査等により効果を測定する。
 - ③ 地方独自に企画した実施事項は、協議会及び連絡会を構成する地方組織と連携して、効果の検証に努める。
3. 本運動の関心度及び点検・整備に対する意識変化等が分析できるよう、本運動で収集するデータ等について、過去に収集されたものも含めて適宜検討する。

第8 報告

1. 運輸局は、地方独自実施事項を企画した地方実施細目を取りまとめ、令和5年6月末までに国土交通省自動車局に報告する。
2. 運輸局並びに協議会及び連絡会構成団体は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌々月の月末までに、国土交通省自動車局整備課に報告する。

令和5年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実 施 要 領

令和5年5月22日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和5年9月1日（金）から9月30日（土）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1) 「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓發」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

① 法定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

重点点検項目

点検箇所	点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
	原動機	燃料装置		
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバー		ロッドのストローク	同左 機能

② トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～タイヤ交換作業の手法と方法～」の啓發資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓發」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

(3) 「D P F（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓發」

確実な定期点検の実施、D P Fに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S 10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、D P F装着車両の正しい使用方法についての周知を図る。

2. 周知方策

(1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。

(2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。

(3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓發・指導を実施する。

(4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

(1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いします。

(2) 全国統一の強化月間（令和5年9月1日（金）～9月30日（土）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて提出するようお願いします。

(3) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施」に係る運送事業者によるエア・クリーナの自主点検については、会員事業者における全国統一の強化月間（9月）及び「地方独自強化月間」の実施状況をとりまとめ、別紙5の様式により全ト協交通・環境部までご報告ください。

(4) 上記（2）（3）の提出期限は、11月17日（金）までとしますが、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出願います。

以上

別添

鳥取県トラック協会 行き
FAX: 0857-27-7051

令和5年度「自動車点検整備推進運動」

事業者名	
担当	様

○運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台

(自主点検・整備の実施状況について、11月10日(金)までに鳥取県トラック協会へ提出して下さい。)